

関原発第436号
令和2年12月4日

原子力規制委員会 殿

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
申請者名 関西電力株式会社
代表者氏名 執行役社長 森本 孝

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の
補正について

令和2年8月28日付け関原発第286号をもちまして申請いたしました美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を、別添の美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書（令和2年8月28日 関原発第286号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

以上

別添

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

(令和2年8月28日 関原発第286号)の補正前後比較表

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																												
一	四 第 4-2 表 廃止措置対象施設	<p style="text-align: center;">第 4 2 表 廃止措置対象施設 (1 号炉) (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1 次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 次冷却設備</td> <td>1 次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1 次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉及び3号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}	新燃料貯蔵設備	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	蒸気発生器	1 次冷却材ポンプ	2 次冷却設備	1 次冷却材管	加圧器	非常用冷却設備	タービン	安全注入系	その他の主要な事項	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	余熱除去設備	計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	炉外核計装	安全保護回路	炉内核計装	プロセス計装	制御設備	原子炉停止回路	その他の主要な安全回路	その他の主要な事項	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第 4 2 表 廃止措置対象施設 (1 号炉) (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1 次冷却設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 次冷却設備</td> <td>1 次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1 次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉及び3号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}	使用済燃料輸送容器	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	蒸気発生器	2 次冷却設備	1 次冷却材ポンプ	1 次冷却材管	非常用冷却設備	タービン	安全注入系	その他の主要な事項	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	余熱除去設備	計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	炉外核計装	安全保護回路	炉内核計装	プロセス計装	制御設備	原子炉停止回路	その他の主要な安全回路	その他の主要な事項	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p>・ 廃止措置対象施設の変更 (使用済燃料輸送容 器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																														
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																														
	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																													
			原子炉格納容器内周のコンクリート壁																																																																																																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																														
		燃料移送装置 ^{※1}																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}																																																																																																														
		新燃料貯蔵設備																																																																																																														
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																														
		蒸気発生器																																																																																																														
		1 次冷却材ポンプ																																																																																																														
	2 次冷却設備	1 次冷却材管																																																																																																														
		加圧器																																																																																																														
	非常用冷却設備	タービン																																																																																																														
		安全注入系																																																																																																														
	その他の主要な事項	蓄圧注入系																																																																																																														
		化学・体積制御設備																																																																																																														
		余熱除去設備																																																																																																														
計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備																																																																																																														
		主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																														
		炉外核計装																																																																																																														
	安全保護回路	炉内核計装																																																																																																														
		プロセス計装																																																																																																														
	制御設備	原子炉停止回路																																																																																																														
		その他の主要な安全回路																																																																																																														
その他の主要な事項	制御材																																																																																																															
	制御材駆動設備																																																																																																															
その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																																																																															
	加圧器制御設備																																																																																																															
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																														
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																														
	燃料体	燃料集合体																																																																																																														
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																														
	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																													
			原子炉格納容器内周のコンクリート壁																																																																																																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																														
		燃料移送装置 ^{※1}																																																																																																														
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}																																																																																																														
		使用済燃料輸送容器																																																																																																														
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																														
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																														
		蒸気発生器																																																																																																														
	2 次冷却設備	1 次冷却材ポンプ																																																																																																														
		1 次冷却材管																																																																																																														
	非常用冷却設備	タービン																																																																																																														
		安全注入系																																																																																																														
	その他の主要な事項	蓄圧注入系																																																																																																														
		化学・体積制御設備																																																																																																														
		余熱除去設備																																																																																																														
計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備																																																																																																														
		主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																														
		炉外核計装																																																																																																														
	安全保護回路	炉内核計装																																																																																																														
		プロセス計装																																																																																																														
	制御設備	原子炉停止回路																																																																																																														
		その他の主要な安全回路																																																																																																														
その他の主要な事項	制御材																																																																																																															
	制御材駆動設備																																																																																																															
その他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備																																																																																																															
	加圧器制御設備																																																																																																															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																										
一	四 第4-3表 廃止措置対象施設	<p style="text-align: center;">第4-3表 廃止措置対象施設 (2号炉) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">制御設備</td> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び3号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}	新燃料貯蔵設備	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	2次冷却設備	1次冷却材管	加圧器	非常用冷却設備	タービン	安全注入系	その他の主要な事項	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	計測制御系統施設	計装	主蒸気安全弁及び逃がし弁	炉外核計装	炉内核計装	安全保護回路	プロセス計装	原子炉停止回路	制御設備	その他の主要な安全回路	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第4-3表 廃止措置対象施設 (2号炉) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※1}</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※1}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">制御設備</td> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び3号炉との共用（一部共用を含む。）施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}	新燃料貯蔵設備	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	2次冷却設備	1次冷却材管	加圧器	非常用冷却設備	タービン	安全注入系	その他の主要な事項	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	計測制御系統施設	計装	主蒸気安全弁及び逃がし弁	炉外核計装	炉内核計装	安全保護回路	プロセス計装	原子炉停止回路	制御設備	その他の主要な安全回路	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p>・ 廃止措置対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器的追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																												
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																												
	燃料体	燃料集合体																																																																																																												
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																												
	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																											
			原子炉格納容器内周のコンクリート壁																																																																																																											
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																												
		燃料移送装置 ^{※1}																																																																																																												
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}																																																																																																												
		新燃料貯蔵設備																																																																																																												
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																												
		蒸気発生器																																																																																																												
		1次冷却材ポンプ																																																																																																												
	2次冷却設備	1次冷却材管																																																																																																												
		加圧器																																																																																																												
	非常用冷却設備	タービン																																																																																																												
		安全注入系																																																																																																												
	その他の主要な事項	蓄圧注入系																																																																																																												
		化学・体積制御設備																																																																																																												
		余熱除去設備																																																																																																												
蒸気ダンプ設備																																																																																																														
計測制御系統施設	計装	主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																												
		炉外核計装																																																																																																												
		炉内核計装																																																																																																												
	安全保護回路	プロセス計装																																																																																																												
		原子炉停止回路																																																																																																												
	制御設備	その他の主要な安全回路																																																																																																												
		制御材																																																																																																												
		制御材駆動設備																																																																																																												
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																													
	加圧器制御設備																																																																																																													
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																												
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																												
	燃料体	燃料集合体																																																																																																												
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																												
	放射線遮蔽体		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																											
			原子炉格納容器内周のコンクリート壁																																																																																																											
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																												
		燃料移送装置 ^{※1}																																																																																																												
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※1}																																																																																																												
		新燃料貯蔵設備																																																																																																												
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※1}																																																																																																												
		蒸気発生器																																																																																																												
		1次冷却材ポンプ																																																																																																												
	2次冷却設備	1次冷却材管																																																																																																												
		加圧器																																																																																																												
	非常用冷却設備	タービン																																																																																																												
		安全注入系																																																																																																												
	その他の主要な事項	蓄圧注入系																																																																																																												
		化学・体積制御設備																																																																																																												
		余熱除去設備																																																																																																												
蒸気ダンプ設備																																																																																																														
計測制御系統施設	計装	主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																												
		炉外核計装																																																																																																												
		炉内核計装																																																																																																												
	安全保護回路	プロセス計装																																																																																																												
		原子炉停止回路																																																																																																												
	制御設備	その他の主要な安全回路																																																																																																												
		制御材																																																																																																												
		制御材駆動設備																																																																																																												
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																													
	加圧器制御設備																																																																																																													

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																				
一	五 第 5-1 表 解体対象施設	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 解体対象施設 (1号炉) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※1</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置※3</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 燃料集合体は、加工事業者又は再処理事業者に譲り渡す。 ※2: 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。 ※3: 3号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体※1	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置※3	核燃料物質貯蔵設備	除染装置※3	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	安全注入系	非常用冷却設備	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	その他の主要な事項	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁		計測制御系統施設	計装	炉外核計装	炉内核計装	プロセス計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 解体対象施設 (1号炉) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体※1</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置※3</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管 加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 燃料集合体は、加工事業者又は再処理事業者に譲り渡す。 ※2: 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。 ※3: 3号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体※1	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置※3	核燃料物質貯蔵設備	除染装置※3	新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管 加圧器	2次冷却設備	タービン	安全注入系	非常用冷却設備	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	その他の主要な事項	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁		計測制御系統施設	計装	炉外核計装	炉内核計装	プロセス計装	安全保護回路	原子炉停止回路	その他の主要な安全回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	加圧器制御設備	<p>・ 解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																						
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																						
	燃料体	燃料集合体※1																																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁																																																																																																						
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																						
		燃料移送装置※3																																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置※3																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3																																																																																																						
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																																						
		1次冷却材管 加圧器																																																																																																						
	2次冷却設備	タービン																																																																																																						
		安全注入系																																																																																																						
	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																						
		化学・体積制御設備																																																																																																						
	その他の主要な事項	余熱除去設備																																																																																																						
		蒸気ダンプ設備																																																																																																						
		主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																						
計測制御系統施設	計装	炉外核計装																																																																																																						
		炉内核計装																																																																																																						
		プロセス計装																																																																																																						
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																						
		その他の主要な安全回路																																																																																																						
	制御設備	制御材																																																																																																						
制御材駆動設備																																																																																																								
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																							
	加圧器制御設備																																																																																																							
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																																						
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																						
	燃料体	燃料集合体※1																																																																																																						
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																						
	放射線遮蔽体	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁																																																																																																						
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁※2																																																																																																						
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																						
		燃料移送装置※3																																																																																																						
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置※3																																																																																																						
		新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備※3																																																																																																						
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																						
		1次冷却材ポンプ																																																																																																						
		1次冷却材管 加圧器																																																																																																						
	2次冷却設備	タービン																																																																																																						
		安全注入系																																																																																																						
	非常用冷却設備	蓄圧注入系																																																																																																						
		化学・体積制御設備																																																																																																						
	その他の主要な事項	余熱除去設備																																																																																																						
		蒸気ダンプ設備																																																																																																						
		主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																						
計測制御系統施設	計装	炉外核計装																																																																																																						
		炉内核計装																																																																																																						
		プロセス計装																																																																																																						
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																						
		その他の主要な安全回路																																																																																																						
	制御設備	制御材																																																																																																						
制御材駆動設備																																																																																																								
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備																																																																																																							
	加圧器制御設備																																																																																																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																													
一	五 第 5-2 表 解体対象施設	<p style="text-align: center;">第 5-2 表 解体対象施設（2号炉）（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料集合体は、加工事業者又は再処理事業者に譲り渡す。 ※2：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。 ※3：3号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体 ^{※1}	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉格納容器内周のコンクリート壁 ^{※2}		原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※3}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※3}	使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	2次冷却設備	タービン	加圧器	非常用冷却設備	安全注入系	蓄圧注入系	その他の主要な事項	化学・体積制御設備	余熱除去設備	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	計測制御系統施設	計装	炉外核計装	炉内核計装	プロセス計装	安全保護回路	原子炉停止回路	制御設備	その他の主要な安全回路	制御材	その他の主要な事項	制御材駆動設備	1次冷却材温度制御設備		加圧器制御設備	<p style="text-align: center;">第 5-2 表 解体対象施設（2号炉）（1/2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体^{※1}</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線遮蔽体</td> <td></td> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置^{※3}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備^{※3}</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2次冷却設備</td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用冷却設備</td> <td>タービン</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>安全注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学・体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統施設</td> <td rowspan="3">計装</td> <td>蒸気ダンプ設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び逃がし弁</td> </tr> <tr> <td>炉外核計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護回路</td> <td>炉内核計装</td> </tr> <tr> <td>プロセス計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御設備</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な安全回路</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>制御材</td> </tr> <tr> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器制御設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料集合体は、加工事業者又は再処理事業者に譲り渡す。 ※2：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体の対象から除く。 ※3：3号炉との共用施設は解体の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	原子炉本体	炉心	支持構造物	燃料体	燃料集合体 ^{※1}	原子炉容器	原子炉容器	放射線遮蔽体		原子炉格納容器内周のコンクリート壁 ^{※2}		原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置	燃料移送装置 ^{※3}	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※3}	使用済燃料輸送容器	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}	蒸気発生器	2次冷却設備	1次冷却材ポンプ	1次冷却材管	非常用冷却設備	タービン	加圧器	その他の主要な事項	安全注入系	蓄圧注入系	化学・体積制御設備	余熱除去設備	計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備	主蒸気安全弁及び逃がし弁	炉外核計装	安全保護回路	炉内核計装	プロセス計装	制御設備	原子炉停止回路	その他の主要な安全回路	その他の主要な事項	制御材	制御材駆動設備		1次冷却材温度制御設備		加圧器制御設備	<p>・ 解体対象施設の変更 （使用済燃料輸送容器の追加）</p>
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																															
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																															
	燃料体	燃料集合体 ^{※1}																																																																																																															
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																															
	放射線遮蔽体		原子炉格納容器内周のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																																														
			原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																															
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																																															
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※3}																																																																																																															
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																															
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																															
		1次冷却材ポンプ																																																																																																															
		1次冷却材管																																																																																																															
	2次冷却設備	タービン																																																																																																															
		加圧器																																																																																																															
	非常用冷却設備	安全注入系																																																																																																															
		蓄圧注入系																																																																																																															
	その他の主要な事項	化学・体積制御設備																																																																																																															
		余熱除去設備																																																																																																															
		蒸気ダンプ設備																																																																																																															
主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																																	
計測制御系統施設	計装	炉外核計装																																																																																																															
		炉内核計装																																																																																																															
		プロセス計装																																																																																																															
	安全保護回路	原子炉停止回路																																																																																																															
	制御設備	その他の主要な安全回路																																																																																																															
		制御材																																																																																																															
その他の主要な事項	制御材駆動設備																																																																																																																
	1次冷却材温度制御設備																																																																																																																
	加圧器制御設備																																																																																																																
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																															
原子炉本体	炉心	支持構造物																																																																																																															
	燃料体	燃料集合体 ^{※1}																																																																																																															
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																															
	放射線遮蔽体		原子炉格納容器内周のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																																														
			原子炉格納容器外周のコンクリート壁 ^{※2}																																																																																																														
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料取替装置																																																																																																															
		燃料移送装置 ^{※3}																																																																																																															
	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 ^{※3}																																																																																																															
		使用済燃料輸送容器																																																																																																															
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																															
		使用済燃料貯蔵設備 ^{※3}																																																																																																															
		蒸気発生器																																																																																																															
	2次冷却設備	1次冷却材ポンプ																																																																																																															
		1次冷却材管																																																																																																															
	非常用冷却設備	タービン																																																																																																															
		加圧器																																																																																																															
	その他の主要な事項	安全注入系																																																																																																															
		蓄圧注入系																																																																																																															
		化学・体積制御設備																																																																																																															
余熱除去設備																																																																																																																	
計測制御系統施設	計装	蒸気ダンプ設備																																																																																																															
		主蒸気安全弁及び逃がし弁																																																																																																															
		炉外核計装																																																																																																															
	安全保護回路	炉内核計装																																																																																																															
		プロセス計装																																																																																																															
	制御設備	原子炉停止回路																																																																																																															
その他の主要な安全回路																																																																																																																	
その他の主要な事項	制御材																																																																																																																
	制御材駆動設備																																																																																																																
	1次冷却材温度制御設備																																																																																																																
	加圧器制御設備																																																																																																																

注）下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9	六 1. 性能維持施設	<p><u>六 性能維持施設</u></p> <p><u>1. 性能維持施設</u></p> <p><u>(2) 新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している期間、</u> <u>臨界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵</u> <u>設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防</u> <u>止機能及び性能並びに冷却・浄化等の機能及び性能を維</u> <u>持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、使用</u> <u>済燃料を貯蔵している期間、臨界防止機能及び性能並び</u> <u>に燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p><u>六 性能維持施設</u></p> <p><u>1. 性能維持施設</u></p> <p><u>(2) 新燃料貯蔵設備について、新燃料を貯蔵している期間、</u> <u>臨界防止機能及び性能を維持管理する。使用済燃料貯蔵</u> <u>設備について、使用済燃料を貯蔵している期間、臨界防</u> <u>止機能及び性能並びに冷却・浄化等の機能及び性能を維</u> <u>持管理する。また、核燃料物質取扱設備について、使用</u> <u>済燃料を貯蔵している又は構内輸送する期間、臨界防止</u> <u>機能及び性能、燃料落下防止機能及び性能並びに除熱等</u> <u>の機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>・ 性能維持施設の変 更 (使用済燃料輸送容 器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
12	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建形) 名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="4">放射線障害の防止に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="4">1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱設備</td> <td>原子炉補助建屋クレーン</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">既許認可どおり</td> <td rowspan="4">臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td rowspan="4">燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</td> <td rowspan="4">1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベーター</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td rowspan="2">核燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">既許認可どおり</td> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td rowspan="2">燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建形) 名称		位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	設置	維持台数	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	使用済燃料ピットクレーン	1台	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質の取扱設備	原子炉補助建屋クレーン	1台	既許認可どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベーター	1台	除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))	1台	新燃料貯蔵設備	1式	核燃料物質貯蔵設備	核燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵設備	1式	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (1/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建形) 名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">既許認可どおり</td> <td rowspan="4">放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="4">放射線障害の防止に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="4">1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱設備</td> <td>原子炉補助建屋クレーン</td> <td>1台</td> <td rowspan="4">既許認可どおり</td> <td rowspan="4">臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td rowspan="4">燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</td> <td rowspan="4">1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベーター</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料輸送容器</td> <td>2基^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td rowspan="2">核燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">既許認可どおり</td> <td rowspan="2">臨界防止機能</td> <td rowspan="2">燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号炉及び2号炉共用 (定期事業者側は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建形) 名称		位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	設置	維持台数	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	使用済燃料ピットクレーン	1台	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質の取扱設備	原子炉補助建屋クレーン	1台	既許認可どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料エレベーター	1台	除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))	1台	使用済燃料輸送容器	2基 ^{※1}	核燃料物質貯蔵設備	核燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵設備	1式	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加) 記載の適正化 (新燃料ラックを次頁へ移動)
施設区分	設備等の区分	設備 (建形) 名称			位置、構造及び設備	機能					性能	維持期間																																																																																								
		設置	維持台数																																																																																																	
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																													
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式																																																																																																	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式																																																																																																	
		使用済燃料ピットクレーン	1台																																																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質の取扱設備	原子炉補助建屋クレーン	1台	既許認可どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																													
		新燃料エレベーター	1台																																																																																																	
		除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))	1台																																																																																																	
		新燃料貯蔵設備	1式																																																																																																	
核燃料物質貯蔵設備	核燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																													
		新燃料貯蔵設備	1式																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備 (建形) 名称		位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																																																													
		設置	維持台数																																																																																																	
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようない状態であること。	1号炉炉心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																													
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式																																																																																																	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式																																																																																																	
		使用済燃料ピットクレーン	1台																																																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質の取扱設備	原子炉補助建屋クレーン	1台	既許認可どおり	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																													
		新燃料エレベーター	1台																																																																																																	
		除染装置 (使用済燃料輸送容器を除染する場所 (除染場))	1台																																																																																																	
		使用済燃料輸送容器	2基 ^{※1}																																																																																																	
核燃料物質貯蔵設備	核燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するようない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																													
		新燃料貯蔵設備	1式																																																																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																										
13	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (28)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット、使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 既許認可どおり</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>水位監視機能 既許認可どおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう酸濃度を除く。)</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>排気筒</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可どおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可どおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く。)	放射性気体廃棄物の放出に影	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排気筒	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり	放射性気体廃棄物の放出に影	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (28)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 既許認可どおり</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>水位監視機能 既許認可どおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう酸濃度を除く。)</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>排気筒</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備	(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可どおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可どおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く。)	放射性気体廃棄物の放出に影	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排気筒	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり	放射性気体廃棄物の放出に影	<p>・記載の適正化 (新燃料ラックを前 頁から移動)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																							
		設備	(建屋)名称	維持台数																																																																										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可どおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																							
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可どおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く。)	放射性気体廃棄物の放出に影	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																							
		排気筒	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり	放射性気体廃棄物の放出に影																																																																								
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																							
		設備	(建屋)名称	維持台数																																																																										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	新燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可どおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																							
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可どおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く。)	放射性気体廃棄物の放出に影	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																							
		排気筒	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可どおり	放射性気体廃棄物の放出に影																																																																								

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																		
14	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (38)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>2台^{※1}</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器</td> <td>4基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>サンプタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>2基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td>1基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>4基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>2基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td>1式</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器	4基 ^{※1}	洗浄排水処理装置	1台 ^{※1}	冷却材ドレンタンク	1基	格納容器サブ	1基	サンプタンク	1基	廃液ホールドアップタンク	1基	廃液蒸留水タンク	2基 ^{※1}	薬品ドレンタンク	1基 ^{※1}	洗浄排水タンク	4基 ^{※1}	洗浄排水タンク	2基 ^{※1}	タービン復水器冷却水放水路	1式	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (38)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td>2台^{※1}</td> <td rowspan="11">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器</td> <td>4基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>サンプタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>2基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td>1基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>4基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>2基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td>1式</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。) ※2：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は2号炉で実施する。) ※3：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉及び2号炉で実施する。)</p>	施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建屋) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器	4基 ^{※1}	洗浄排水処理装置	1台 ^{※1}	冷却材ドレンタンク	1基	格納容器サブ	1基	サンプタンク	1基	廃液ホールドアップタンク	1基	廃液蒸留水タンク	2基 ^{※1}	薬品ドレンタンク	1基 ^{※1}	洗浄排水タンク	4基 ^{※1}	洗浄排水タンク	2基 ^{※1}	タービン復水器冷却水放水路	1式	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分				位置、構造及び設備					機能	性能				維持期間																																																																						
			設備 (建屋) 名称	維持台数																																																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																															
			イオン交換器	4基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水処理装置	1台 ^{※1}																																																																																		
			冷却材ドレンタンク	1基																																																																																		
			格納容器サブ	1基																																																																																		
			サンプタンク	1基																																																																																		
			廃液ホールドアップタンク	1基																																																																																		
			廃液蒸留水タンク	2基 ^{※1}																																																																																		
			薬品ドレンタンク	1基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水タンク	4基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水タンク	2基 ^{※1}																																																																																		
タービン復水器冷却水放水路	1式	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																				
施設区分	放射性廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																															
			設備 (建屋) 名称	維持台数																																																																																		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置	2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																															
			イオン交換器	4基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水処理装置	1台 ^{※1}																																																																																		
			冷却材ドレンタンク	1基																																																																																		
			格納容器サブ	1基																																																																																		
			サンプタンク	1基																																																																																		
			廃液ホールドアップタンク	1基																																																																																		
			廃液蒸留水タンク	2基 ^{※1}																																																																																		
			薬品ドレンタンク	1基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水タンク	4基 ^{※1}																																																																																		
			洗浄排水タンク	2基 ^{※1}																																																																																		
タービン復水器冷却水放水路	1式	放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。																																																																																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																												
15	六 第 6-1 表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設 (1号炉) (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ベイル</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射体固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>9基^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ベイル	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射体固体廃棄物の処理が完了するまで		廃樹脂タンク	1基		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}	<p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設 (1号炉) (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ベイル</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射体固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>9基^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ベイル	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射体固体廃棄物の処理が完了するまで		廃樹脂タンク	1基		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査の 実施号炉の明確化
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																						
		設備 (建物) 名称	維持台数																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ベイル	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射体固体廃棄物の処理が完了するまで																																										
		廃樹脂タンク	1基																																													
		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}																																													
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																										
		設備 (建物) 名称	維持台数																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ベイル	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射体固体廃棄物の処理が完了するまで																																										
		廃樹脂タンク	1基																																													
		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}																																													

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																												
16	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (58)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可とおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室[※]、使用済燃料ピット付近)</td> <td>3台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>2台^{※1}</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>管理区域からの退出時に放射線物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)</td> <td>1式^{※1}</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)</td> <td>2台 1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	既許認可とおり	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室 [※] 、使用済燃料ピット付近)	3台	既許認可とおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	既許認可とおり	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射線物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	既許認可とおり	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。		屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	2台 1台	既許認可とおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで			排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)	2台	既許認可とおり	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<p>第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (58)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可とおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室[※]、使用済燃料ピット付近)</td> <td>3台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>2台^{※1}</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)</td> <td>1式^{※1}</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線管理機能</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)</td> <td>2台 1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。) ※2：1号及び2号炉共用(定期事業者検査は2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	既許認可とおり	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室 [※] 、使用済燃料ピット付近)	3台	既許認可とおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	既許認可とおり	放射線監視機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	既許認可とおり	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。		屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	2台 1台	既許認可とおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで			排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)	2台	既許認可とおり	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (手足モニタ(退出モニタ)の性能の見直し) ・定期事業者検査の実施号炉の明確化
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																									
		設備(建物)名称	維持台数	既許認可とおり																																																																																												
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室 [※] 、使用済燃料ピット付近)	3台	既許認可とおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																									
		手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	既許認可とおり	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射線物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																									
		放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	既許認可とおり	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。																																																																																										
		屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	2台 1台	既許認可とおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																								
		排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)	2台	既許認可とおり	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																									
		設備(建物)名称	維持台数	既許認可とおり																																																																																												
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染液たく室 [※] 、使用済燃料ピット付近)	3台	既許認可とおり	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																									
		手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	既許認可とおり	放射線監視機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																									
		放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	既許認可とおり	放射線管理機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。																																																																																										
		屋外管理用の主要な設備	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ) 排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	2台 1台	既許認可とおり	放射線監視機能 放出管理機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射線監視機能及び放射線液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																								
		排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンサンプ水モニタ)	2台	既許認可とおり	放射線監視機能	放射線物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																						
18	六 第 6-1 表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設 (1号炉) (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉の附属施設 その他主要施設</td> <td>非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>既許認可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>建屋</td> <td>原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、ドラミングバッチタンク室)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="4">換気設備</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	既許認可どおり	原子炉の附属施設 その他主要施設	非常用電源設備	蓄電池	1組	既許認可どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	建屋	原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、ドラミングバッチタンク室)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	その他主要施設	換気設備	原子炉補助建屋	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	<p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設 (1号炉) (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉の附属施設 その他主要施設</td> <td>非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> <td>既許認可どおり</td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>建屋</td> <td>原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。</td> <td>放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他主要施設</td> <td rowspan="4">換気設備</td> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射線物質漏えい防止機能</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)</td> <td>換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	既許認可どおり	原子炉の附属施設 その他主要施設	非常用電源設備	蓄電池	1組	既許認可どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	建屋	原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	その他主要施設	換気設備	原子炉補助建屋	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで	<p>・ 記載の適正化 (「使用済燃料ピット」の追加及び「ドラミングバッチタンク室」の削除)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																			
		設備 (建物) 名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																																																						
原子炉の附属施設 その他主要施設	非常用電源設備	蓄電池	1組	既許認可どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																			
	建屋	原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、ドラミングバッチタンク室)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。																																																																																																																			
その他主要施設	換気設備	原子炉補助建屋	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		補助建屋放射線区域送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																			
		設備 (建物) 名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																																																						
原子炉の附属施設 その他主要施設	非常用電源設備	蓄電池	1組	既許認可どおり	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																																			
	建屋	原子炉補助建屋 (濃縮液(廃)蒸発装置室、廃樹脂タンク室、廃樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ピット)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。	放射線障害の防止に影響するようないかなる状態であること。																																																																																																																			
その他主要施設	換気設備	原子炉補助建屋	1式	既許認可どおり	放射線物質漏えい防止機能	外部へ放射線物質が漏えいするようないかなる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		補助建屋放射線区域送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
		補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																																			
補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能 (出入管理室のよう薬除去機能を除く。)	換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	管理区域を解除するまで																																																																																																																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
19	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (8S)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td>換気設備</td> <td>出入管理室送気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td>換気機能 (出入管理室の より薬除去 機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出入管理室排気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射化学室排気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	換気設備	出入管理室送気ファン	1台 ^{a)}	換気機能 (出入管理室の より薬除去 機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで		出入管理室排気ファン	1台 ^{a)}					放射化学室排気ファン	1台 ^{a)}					消火設備	消火栓	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設 (1号炉) (8S)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td>換気設備</td> <td>出入管理室送気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td>換気機能 (出入管理室の より薬除去機能 を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出入管理室排気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射化学室排気ファン</td> <td>1台^{a)}</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消火設備</td> <td>消火栓</td> <td>1式^{b)}</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他主要施設	換気設備	出入管理室送気ファン	1台 ^{a)}	換気機能 (出入管理室の より薬除去機能 を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで		出入管理室排気ファン	1台 ^{a)}					放射化学室排気ファン	1台 ^{a)}					消火設備	消火栓	1式 ^{b)}	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで		照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の 実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																														
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
その他主要施設	換気設備	出入管理室送気ファン	1台 ^{a)}	換気機能 (出入管理室の より薬除去 機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																		
		出入管理室排気ファン	1台 ^{a)}																																																																																					
		放射化学室排気ファン	1台 ^{a)}																																																																																					
	消火設備	消火栓	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																		
	照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																		
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
その他主要施設	換気設備	出入管理室送気ファン	1台 ^{a)}	換気機能 (出入管理室の より薬除去機能 を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																		
		出入管理室排気ファン	1台 ^{a)}																																																																																					
		放射化学室排気ファン	1台 ^{a)}																																																																																					
	消火設備	消火栓	1式 ^{b)}	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																		
	照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																				
20	六 第 6-2 表 性能維持施設	<p>第 6-2 表 性能維持施設 (2号炉) (18)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建設) 名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>建設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉本体</td> <td rowspan="3">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建設) 名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	設備	建設	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可とおり	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵設備	1式	既許認可とおり	1式	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>第 6-2 表 性能維持施設 (2号炉) (18)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">設備 (建設) 名称</th> <th rowspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>建設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉本体</td> <td rowspan="3">放射線遮蔽体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1式</td> <td>放射線遮蔽機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td>1台</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止機能</td> <td>燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。</td> <td>2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>2基^{※1}</td> <td>既許認可とおり</td> <td>2基^{※1}</td> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 密封機能 放射線遮蔽機能</td> <td>使用済燃料の運搬及び放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</td> <td>1号炉及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建設) 名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	設備	建設	原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可とおり	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	新燃料貯蔵設備	2基 ^{※1}	既許認可とおり	2基 ^{※1}	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号炉及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加) 記載の適正化 (新燃料ラックを次頁へ移動)
施設区分	設備等の区分	設備 (建設) 名称			位置、構造及び設備	維持台数						機能	性能			維持期間																																																																																								
		設備	建設																																																																																																					
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可とおり	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																
		新燃料貯蔵設備	1式	既許認可とおり	1式	臨界防止機能	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																
施設区分	設備等の区分	設備 (建設) 名称		位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																
		設備	建設																																																																																																					
原子炉本体	放射線遮蔽体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
		原子炉格納容器内周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	1式	既許認可とおり	1式	放射線遮蔽機能	放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	2号炉中心の支持構造物等の解体撤去が完了するまで																																																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1台	既許認可とおり	1台	臨界防止機能 燃料落下防止機能	燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損しないよう正常に動作する状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																
		新燃料貯蔵設備	2基 ^{※1}	既許認可とおり	2基 ^{※1}	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 密封機能 放射線遮蔽機能	使用済燃料の運搬及び放射線遮蔽の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	1号炉及び2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
21	六 第6-2表 性能維持施設	<p>第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (28)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 既許認可とおり</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット、使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>水位監視機能 既許認可とおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1式</td> <td>漏えい監視機能 既許認可とおり</td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット冷却装置</td> <td>1系統</td> <td>冷却・浄化機能 既許認可とおり</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	水位監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式	漏えい監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料ピット冷却装置	1系統	冷却・浄化機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	<p>第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (28)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 既許認可とおり</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット、使用済燃料ラック</td> <td>1式</td> <td>臨界防止機能 既許認可とおり</td> <td>燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1式</td> <td>水位監視機能 既許認可とおり</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット冷却装置</td> <td>1系統</td> <td>冷却・浄化機能 既許認可とおり</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄設備</td> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>1基</td> <td>給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	使用済燃料ピット冷却装置	1系統	冷却・浄化機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。	<p>・記載の適正化 (新燃料ラックを前 頁から移動)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																														
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	水位監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1式	漏えい監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット冷却装置	1系統	冷却・浄化機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。																																																																																			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。	2号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット、使用済燃料ラック	1式	臨界防止機能 既許認可とおり	燃料集合体の臨界防止に影響するようない変形等の有意な損傷がない状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1式	水位監視機能 既許認可とおり	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低い警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		使用済燃料ピット冷却装置	1系統	冷却・浄化機能 既許認可とおり	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。																																																																																			
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性廃棄物の廃棄設備	燃料取替用水タンク	1基	給水機能 (ほう酸濃度を除く) 既許認可とおり	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																		
		排気筒	2基	放射性廃棄物処理機能 既許認可とおり	放射性気体廃棄物の放出に影響するようない状態であること。																																																																																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																												
22	六 第6-2表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (38)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="13">放射性液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td></td> <td>2台^{※1}</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器</td> <td></td> <td>4基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理装置</td> <td></td> <td>1台^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> <td rowspan="11">内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>冷却材ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>サンプタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td></td> <td>2基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td></td> <td>4基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水モニタタンク</td> <td></td> <td>2基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td></td> <td>1式</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置		2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器		4基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水処理装置		1台 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	冷却材ドレンタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	格納容器サブ		1基	放射性液体廃棄物処理機能	サンプタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	廃液ホールドアップタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	廃液蒸留水タンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	薬品ドレンタンク		1基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水タンク		4基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水モニタタンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	タービン復水器冷却水放水路		1式	放射性液体廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。	<p style="text-align: center;">第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (38)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="13">放射性液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>廃液蒸発装置</td> <td></td> <td>2台^{※3}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>イオン交換器</td> <td></td> <td>4基^{※3}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水処理装置</td> <td></td> <td>1台^{※2}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> <td rowspan="11">内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> </tr> <tr> <td>冷却材ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>サンプタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>廃液ホールドアップタンク</td> <td></td> <td>1基</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td></td> <td>2基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>薬品ドレンタンク</td> <td></td> <td>1基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td></td> <td>4基^{※3}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水モニタタンク</td> <td></td> <td>2基^{※1}</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td>タービン復水器冷却水放水路</td> <td></td> <td>1式</td> <td>放射性液体廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p> <p>※2：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は2号炉で実施する。)</p> <p>※3：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉及び2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置		2台 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	イオン交換器		4基 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水処理装置		1台 ^{※2}	放射性液体廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	冷却材ドレンタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	格納容器サブ		1基	放射性液体廃棄物処理機能	サンプタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	廃液ホールドアップタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能	廃液蒸留水タンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	薬品ドレンタンク		1基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水タンク		4基 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能	洗浄排水モニタタンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	タービン復水器冷却水放水路		1式	放射性液体廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。	<p>・定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置		2台 ^{※1}	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									
		イオン交換器		4基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水処理装置		1台 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。																																																																																																																										
		冷却材ドレンタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		格納容器サブ		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		サンプタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		廃液ホールドアップタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		廃液蒸留水タンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		薬品ドレンタンク		1基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水タンク		4基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水モニタタンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		タービン復水器冷却水放水路		1式	放射性液体廃棄物処理機能		放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。																																																																																																																									
		施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備		維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																						
放射性廃棄物の廃棄施設	放射性液体廃棄物の廃棄設備	廃液蒸発装置		2台 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有すること。	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																									
		イオン交換器		4基 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水処理装置		1台 ^{※2}	放射性液体廃棄物処理機能	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。																																																																																																																										
		冷却材ドレンタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		格納容器サブ		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		サンプタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		廃液ホールドアップタンク		1基	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		廃液蒸留水タンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		薬品ドレンタンク		1基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水タンク		4基 ^{※3}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		洗浄排水モニタタンク		2基 ^{※1}	放射性液体廃棄物処理機能																																																																																																																											
		タービン復水器冷却水放水路		1式	放射性液体廃棄物処理機能		放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき有意な損傷がない状態であること。																																																																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																								
23	六 第6-2表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ペイラ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="3">放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>9基^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ペイラ	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	廃樹脂タンク	1基	廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}	<p style="text-align: center;">第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (4/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td>ペイラ</td> <td>1台</td> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="3">放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂貯蔵タンク</td> <td>9基^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ペイラ	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	廃樹脂タンク	1基	廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 定期事業者検査の 実施号炉の明確化
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ペイラ	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																						
		廃樹脂タンク	1基																																									
		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																									
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	ペイラ	1台	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有すること。 内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																						
		廃樹脂タンク	1基																																									
		廃樹脂貯蔵タンク	9基 ^{※1}																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																						
24	六 第6-2表 性能維持施設	<p>第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (58)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室^{※1}、使用済燃料ピット付近)</td> <td>3台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。</td> <td>関連する設備の使用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>2台^{※1}</td> <td>放射線監視機能</td> <td>管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋外管用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線監視機能</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)</td> <td>2台</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)</td> <td>2台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室 ^{※1} 、使用済燃料ピット付近)	3台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで	手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	放射線監視機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)	2台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	管理区域を解除するまで	排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)	2台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<p>第6-2表 性能維持施設 (2号炉) (58)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室^{※1}、使用済燃料ピット付近)</td> <td>3台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。</td> <td>関連する設備の使用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>手足モニタ(退出モニタ)</td> <td>2台^{※1}</td> <td>放射線監視機能</td> <td>表面汚染密度を測定できる状態であること。<u>警報設定値において警報が発信すること。</u>警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td rowspan="4">屋外管用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)</td> <td>1式^{※1}</td> <td>放射線監視機能</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)</td> <td>2台</td> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)</td> <td>1台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)</td> <td>2台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号及び2号炉共用(定期事業者検査は1号炉で実施する。) ※2：1号及び2号炉共用(定期事業者検査は2号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室 ^{※1} 、使用済燃料ピット付近)	3台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで	手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	放射線監視機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 <u>警報設定値において警報が発信すること。</u> 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	放射線監視機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)	2台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	管理区域を解除するまで	排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)	2台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化 (手足モニタ(退出モニタ)の性能の見直し) ・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																							
放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室 ^{※1} 、使用済燃料ピット付近)	3台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで																																																																																				
		手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	放射線監視機能	管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				
放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	放射線監視機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																				
		排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)	2台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																				
		排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				
		排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)	2台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																				
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																																							
放射線管理施設	屋内管用の主要な設備	固定エリアモニタ(補助建屋内ドラム詰室、除染脱たく室 ^{※1} 、使用済燃料ピット付近)	3台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出できる状態であること。	関連する設備の使用が終了するまで																																																																																				
		手足モニタ(退出モニタ)	2台 ^{※1}	放射線監視機能	表面汚染密度を測定できる状態であること。 <u>警報設定値において警報が発信すること。</u> 警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				
放射線管理施設	屋外管用の主要な設備	放射線管理設備(出入管理室、化学分析室、放射線測定室)	1式 ^{※1}	放射線監視機能	出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																				
		排気モニタ(格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ)	2台	放射線監視機能 放出管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																				
		排水モニタ(液体廃棄物処理設備排水モニタ)	1台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				
		排水のサンプリングモニタ設備(原子炉基礎湧水モニタ、タービンスンブ水モニタ)	2台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。警報設定値において警報が発信する状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																												
27	六 第 6-2 表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第 6-2 表 性能維持施設 (2号炉) (S8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他 主要施設</td> <td rowspan="10">換気設備</td> <td>補助建屋放射線区域送気ファン</td> <td>1台</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解体するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出入管理室送気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出入管理室排気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射化学室排気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	その他 主要施設	換気設備	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで	使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり			出入管理室送気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			出入管理室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			放射化学室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			消火栓	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	非常用照明	1式	廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<p style="text-align: center;">第 6-2 表 性能維持施設 (2号炉) (S8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他 主要施設</td> <td rowspan="10">換気設備</td> <td>補助建屋放射線区域送気ファン</td> <td>1台</td> <td>換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解体するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット送気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋放射線区域排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋主排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出入管理室送気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出入管理室排気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射化学室排気ファン</td> <td>1台^{a1}</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式^{a1}</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建屋を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1号及び2号炉共用 (定期事業者検査は1号炉で実施する。)</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	その他 主要施設	換気設備	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで	使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり			補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり			出入管理室送気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			出入管理室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			放射化学室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり			消火栓	1式 ^{a1}	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	非常用照明	1式	廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで	<p style="text-align: center;">・ 定期事業者検査の実施号炉の明確化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																																																						
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																																																																																													
その他 主要施設	換気設備	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで																																																																																																																										
		使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		出入管理室送気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		出入管理室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		放射化学室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		消火栓	1式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																										
		非常用照明	1式	廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																																																										
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																																																																																													
その他 主要施設	換気設備	補助建屋放射線区域送気ファン	1台	換気機能 (出入管理室のよう素除去機能を除く。)	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解体するまで																																																																																																																										
		使用済燃料ピット送気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋放射線区域排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		補助建屋主排気ファン	1台	既許認可どおり																																																																																																																												
		出入管理室送気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		出入管理室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		放射化学室排気ファン	1台 ^{a1}	既許認可どおり																																																																																																																												
		消火栓	1式 ^{a1}	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																										
		非常用照明	1式	廃止措置対象施設内非常用照明、誘導灯	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建屋を解体する前まで																																																																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由													
6-2	添付書類六 2. 性能維持施設 の機能及び その性能	添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 2. 性能維持施設の機能及びその性能 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、新燃料及び使用済燃料の搬出などの際に取り扱う必要があることから、「 <u>臨界防止機能</u> 」、「 <u>燃料落下防止機能</u> 」及び「 <u>除染機能</u> 」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。	添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 2. 性能維持施設の機能及びその性能 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、新燃料及び使用済燃料の搬出などの際に取り扱う必要があることから、「 <u>臨界防止機能</u> 」、「 <u>燃料落下防止機能</u> 」、「 <u>除染機能</u> 」、「 <u>除熱機能</u> 」、「 <u>密封機能</u> 」及び「 <u>放射線遮蔽機能</u> 」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。	・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)													
6-3		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>臨界防止機能</u>」及び「<u>燃料落下防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損し 	維持機能		性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>維持機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u></td> </tr> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u></td> <td><u>使用済燃料輸送容器</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>使用済燃料ピットクレーン、<u>原子炉補助建屋クレーン</u>及び<u>新燃料エレベータ</u>の性能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料集合体を取扱中、動力電源が喪失した場合に燃料集合体が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱中に燃料集合体が破損し 	維持機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u>	<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>
維持機能	性能維持施設																
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u>																
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u>																
維持機能	性能維持施設																
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>原子炉補助建屋クレーン</u> <u>新燃料エレベータ(1号炉のみ)</u>																
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u> <u>(使用済燃料輸送容器を除染する場所(除染場))</u>																
<u>臨界防止機能</u> <u>除熱機能</u> <u>密封機能</u> <u>放射線遮蔽機能</u>	<u>使用済燃料輸送容器</u>																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
	<p>添付書類六 2. 性能維持施設の機能及びその性能</p>	<p><u>な</u>いよう正常に動作する状態であること。 <u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u> <u>・除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p>	<p><u>な</u>いよう正常に動作する状態であること。 <u>除染装置（使用済燃料輸送容器を除染する場所（除染場））の性能は、以下のとおり。</u> <u>・除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> <u>使用済燃料輸送容器の性能は、以下のとおり。</u> <u>・使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p>	<p>・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-9 6-10	添付書類六 2. 性能維持施設 の機能及 びその性能	<p><u>(4) 放射線管理施設</u></p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u></p> <p><u>廃止措置では、管理区域内で作業を行うため、「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>維持機能</u></th> <th><u>性能維持施設</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射線監視機能</u></td> <td><u>手足モニタ（退出モニタ）</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理機能</u></td> <td><u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・管理区域からの退出時に放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出できる状態であること。</u> <p><u>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</u> 	<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>	<u>放射線監視機能</u>	<u>手足モニタ（退出モニタ）</u>	<u>放射線管理機能</u>	<u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u>	<p><u>(4) 放射線管理施設</u></p> <p>c. <u>管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理</u></p> <p><u>廃止措置では、管理区域内で作業を行うため、「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」を有する設備を維持する。具体的性能維持施設は下表のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>維持機能</u></th> <th><u>性能維持施設</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射線監視機能</u></td> <td><u>手足モニタ（退出モニタ）</u></td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理機能</u></td> <td><u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・表面汚染密度を測定できる状態であること。</u> <u>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</u> <p><u>「放射線管理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・出入管理、汚染管理及び放射線分析ができる状態であること。</u> 	<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>	<u>放射線監視機能</u>	<u>手足モニタ（退出モニタ）</u>	<u>放射線管理機能</u>	<u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (手足モニタ（退出モニタ）の性能の見直し)
<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>															
<u>放射線監視機能</u>	<u>手足モニタ（退出モニタ）</u>															
<u>放射線管理機能</u>	<u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u>															
<u>維持機能</u>	<u>性能維持施設</u>															
<u>放射線監視機能</u>	<u>手足モニタ（退出モニタ）</u>															
<u>放射線管理機能</u>	<u>放射線管理設備（出入管理室、化学分析室、放射線測定室）</u>															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所 1 号及び 2 号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-16	添付書類六 3. 性能維持施設 の維持期 間	<p><u>3. 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>a. 核燃料物質取扱設備</u></p> <p><u>使用済燃料ピットクレーン及び原子炉補助建屋クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。また、新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>除染装置（使用済燃料輸送容器を除染する場所（除染場）の「除染機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p>	<p><u>3. 性能維持施設の維持期間</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u></p> <p><u>a. 核燃料物質取扱設備</u></p> <p><u>使用済燃料ピットクレーン及び原子炉補助建屋クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。また、新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>除染装置（使用済燃料輸送容器を除染する場所（除染場）の「除染機能」及びその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>使用済燃料輸送容器の「臨界防止機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮蔽機能」並びにその性能は、使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の構内輸送が完了するまで維持する。</u></p>	<p>・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-追-1	添付書類六 目次	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>3.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について ……6-追 1-1</p> <p>II-1. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について ……6-追 1-3</p> <p>II-2. 美浜2号炉 クリープ歪の評価について ……6-追 1-15</p> <p>III-1. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について ……6-追 1-18</p> <p>III-2. 大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方及び評価結果 ……6-追 1-32</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について ……6-追 1-41</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>追補1 「<u>2.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>I. 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について ……6-追 1-1</p> <p>II-1. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性について ……6-追 1-3</p> <p>II-2. 美浜2号炉 クリープ歪の評価について ……6-追 1-15</p> <p>III-1. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の未臨界性評価について ……6-追 1-18</p> <p>III-2. 大規模漏えい時の未臨界性評価における不確定性評価の考え方及び評価結果 ……6-追 1-32</p> <p>IV. 使用済燃料ピット水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆への放射線被ばくの影響について ……6-追 1-41</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-追-2	添付書類六 タイトル	<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p>「<u>3.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>添付書類六「<u>3.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の記述に次のとおり追補する。</p>	<p style="text-align: center;">追 補 1</p> <p>「<u>2.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の追補</p> <p>添付書類六「<u>2.</u> 性能維持施設の機能及びその性能」の記述に次のとおり追補する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
9-7	添付書類九 4.3.2 不適合の管 理	添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書</u> <u>4.3.2. 不適合の管理</u> <u>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器 等が使用され、又は個別業務が実施されることがな いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを 管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務 が識別され、不適合が全て管理されていることをい う）。</u>	添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書</u> <u>4.3.2 不適合の管理</u> <u>(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器 等が使用され、又は個別業務が実施されることがな いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを 管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務 が識別され、不適合が全て管理されていることをい う）。</u>	・ 記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。